平成２３年（フ）第２６号
大阪府富田林市南旭ケ丘町13番５号
債務者　橋本　香織（旧姓栗田）
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６７号
大阪府富田林市若松町西１丁目1821番地12、前住所静岡県藤枝市築地582番地の３　エピ105号
債務者　前川　　護
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７３号
大阪府富田林市大字嬉283番地61
債務者　大賀　賢治
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７７号
大阪府松原市阿保４丁目３番41―301号、前住所大阪府松原市三宅中３丁目４番26号
債務者　山崎　郁佳（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８７号
大阪府富田林市大字嬉283番地61
債務者　大賀　昌子
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１２号
大阪府富田林市梅の里２丁目31番３号
債務者　中嶋　伸一
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２９号
堺市中区深井中町1996番地　サンシティ深井Ａ―205号、前住所堺市中区深井中町1415番地６
債務者　是澤　秀康
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４３号
大阪府羽曳野市島泉３丁目４番21号
債務者　西村　末子（旧姓小網）
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５５号
堺市北区新金岡町３丁５番９―101号
債務者　林　　春吉
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６４号
大阪府羽曳野市高鷲10丁目16番８―201号、前住所大阪府羽曳野市高鷲６丁目12番27号
債務者　岸添　　恵
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７８号
大阪府松原市天美北３丁目３番５号
債務者　竹田　健一
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１８２号
堺市南区和田東976番地２　ドルミコート泉ヶ丘301号
債務者　山﨑　博昭
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１８５号
大阪府羽曳野市はびきの５丁目５番11号
債務者　阪本希志男
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２１０号
大阪府富田林市寺池台４丁目２番320―108号
債務者　福森佐智代
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２１３号
大阪府松原市上田４丁目693番地　407号
債務者　稲留　大士
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２１６号
大阪府羽曳野市伊賀４丁目７番８―301号、前住所大阪府藤井寺市藤井寺１丁目８番30号
債務者　田中　　哲
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２３３号
堺市南区高倉台２丁10番16―307号
債務者　愛甲　加菜
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係